2026. 10. 23

原油調達リスクに備えるエネルギー安全保障制度

～短期的には負担増も、供給途絶・価格急騰リスク抑制に期待～

経済調査部　主席研究員
藤田　敬史

ポイント

- **政府は 10 月 23 日、エネルギー白書 2026 を閣議決定、エネルギー需給についての危機認識が示された。原油等の安定調達・輸送確保に向けた 3 法案を臨時国会に提出、12 月 12 日までの会期中成立をめざす**
- **3 法案は、平時と有事のコストを平準化しつつ調達先の多角化に対応、有事には政府が海上輸送保険を補完し、中長期的には代替輸送ルートへの投融資支援を通じて、エネルギー供給網の強靭化を図るもの**
- **短期的には納付金などが石油製品価格押し上げ要因。中長期的には供給途絶や単価急騰を抑制、物価上昇、生産停滞などリスク緩和効果に期待。ただし、成否は負担の透明性、政策効果の検証などに左右される**

1．ホルムズ海峡リスクで露呈した原油調達構造の脆弱性

政府は 10 月 23 日、「令和 7 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2026）」を閣議決定した。白書では、ホルムズ海峡の通航が困難になった後、備蓄していた石油の放出や代替ルートからの調達により、必要な量の原油を確保できたとする一方、日本のエネルギー需給構造の脆弱性が改めて明らかになったと指摘した。さらに、石油危機以来積み上げてきた対策だけでは対応しきれない事態が起こる時代に入ったとの認識が示された。その背景にあるのが、日本の原油調達構造における中東依存の高さである。日本は原油輸入を中東に依存しており、財務省貿易統計によると、2025 年度の原油輸入量に占める中東の割合は 9 割超に達していた（図表 1）。中東産原油の多くはホルムズ海峡を通過して日本に輸送されるため、同海峡の通航が困難になれば、原油の安定調達に大きな支障が生じる構造にあった。

（図表1）2025年度の原油輸入相手国
＜国別輸入数量割合（%）＞

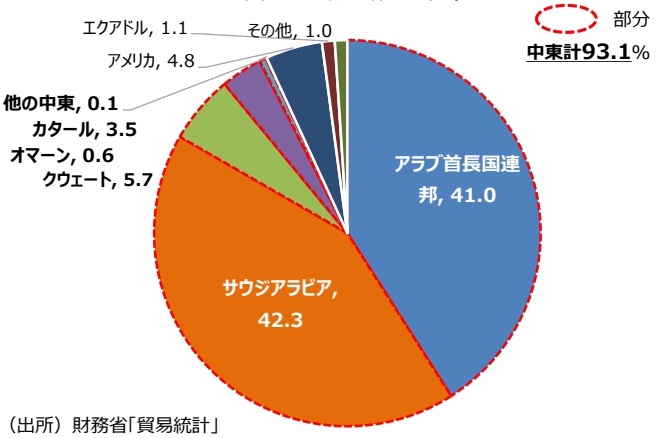

（出所）財務省「貿易統計」

（図表2）2026年度の原油輸入相手国
＜国別輸入数量割合（%）＞

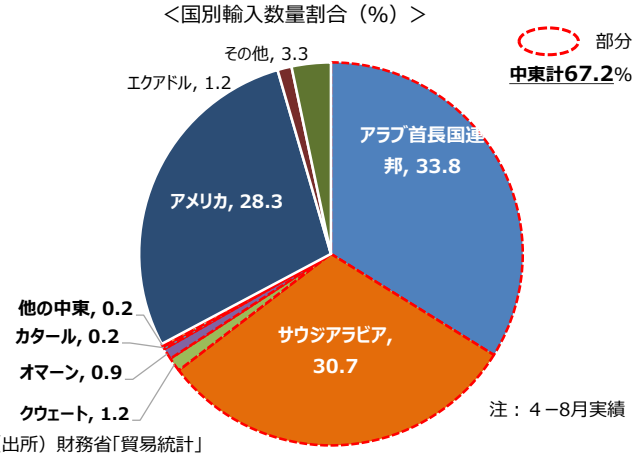

注：4－8月実績

（出所）財務省「貿易統計」

実際、ホルムズ海峡が事実上封鎖された影響により、2026 年 4 月以降、中東からの原油および粗油の輸入数量は急減した。4 月の中東からの輸入数量は前年比▲67.2%となり、政府は米国など中東以外からの代替調達を進めた。その結果、中東の比率は 7 割を切り、米国が 3 割近くまで上昇するなど、数量面では一定の代替が進んだ（図表 2）。

もっとも、代替調達の拡大はコスト増を伴った。米国など遠方地域からの調達では、従来の中東ルートに比べ輸送距離が長くなり、地政学リスクの高まりを背景に保険料や船舶輸送費も上昇しやすい。5 月の原油輸入単価は 1 キロリットル当たり 11.4 万円と前年比＋67.1%の大幅上昇となり、以降も高水準で推移している（図表 3）。

原油調達リスクは、輸入数量の減少と輸入単価の上昇という二つの経路を通じて経済に波及する。数量面では国内供給の制約につながり、価格面では石油製品や電気料金、石油化学製品価格などを通じて、家計消費、企業収益、貿易収支に影響を及ぼす。

（図表3）原油及び粗油の輸入量･単価の推移

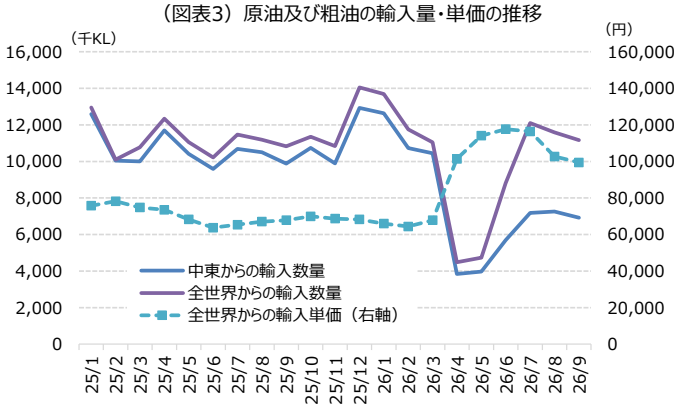

（出所）財務省「貿易統計」

２．３法案、平時・有事・中長期の備えを一体化

白書に先立ち、政府は 10 月 13 日、原油等の安定調達・輸送を確保するため、原油等調達多角化法案、原油等輸送保険法案、JOGMEC[1]法改正法案の 3 法案を閣議決定し、臨時国会に提出、12 月 12 日までの会期中成立をめざす。3 法案は、危機発生後に場当たり的に代替調達を進めるのではなく、平時から供給途絶リスクに備え、危機時の輸入数量急減や輸入単価急騰を抑えることを狙いとしている（図表 4）。

（図表4）原油調達3法案の概要と役割

法案	主な目的	主な政策手段	経済的な意味	時間軸
原油等調達多角化法案	ホルムズ海峡など特定水路への依存低下	JOGMECによる交付金、石油製品製造・輸入業者からの納付金	平時からコストを負担し、危機時の輸入途絶・価格急騰リスクを抑制	平時
原油等輸送保険法案	外国再保険が使えない場合でも海上輸送保険を確保	政府が国内損保会社に対し、一定額を超える保険金支払い分を交付	民間保険市場の機能不全を政府が補完し、輸送継続を支援	危機発生時などの有事
JOGMEC法改正法案	資源・エネルギー供給構造の強化	原油等輸送事業、バイオ燃料、金属再生資源、CCSへの出資・債務保証・助成	代替輸送ルートや次世代資源・脱炭素インフラを中長期的に整備	中長期

（出所）経済産業省資料より明治安田総研作成

原油等調達多角化法案は、ホルムズ海峡などの指定水路への依存度を低下させる効果を担う。原油等輸送保険法案は、海上輸送に不可欠な保険機能を確保するための制度である。JOGMEC 法改正法案は、資源・エネルギー供給構造を強化する狙いである。特に原油調達との関係で重要なのは、原油等の輸送事業に対する出資・債務保証業務の追加である。今回の中東情勢悪化では、サウジアラビアや UAE のパイプラインを活用し、ホルムズ海峡を通らない代替輸送ルートが一定程度機能した。法改正により、本邦企業がこうした代替輸送経路を優先的に利用する権利を取得する場合などに、公的支援を行なうことが可能となる。

原油等調達多角化法案は平時と有事のコストを平準化しつつ、調達先の多角化に対応する制度、原油等輸送保険法案は有事に海上輸送を止めないための制度、JOGMEC 法改正法案は中長期的な供給構造の強靭化を図る制度と

[1] 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（Japan Organization for Metals and Energy Security）、経済産業省所管の独立行政法人

言え、3 法案は、平時、有事、中長期の各段階で原油等の安定供給を支える政策パッケージと評価できる。

３．短期的にはコスト増、中長期的にはリスク抑制

もっとも、今回の制度整備は、短期的には石油製品価格への上昇圧力となる可能性がある。原油等調達多角化法案では、交付金の原資として、原油精製業者等が JOGMEC に対し、国内で販売・使用する指定石油製品の量に応じた納付金を納付する仕組みが設けられる。納付金は、交付金に要する費用の見通しなどをふまえて政府が定めるが、事業者にとっては追加的なコストとなる。

対象となる指定石油製品には、揮発油、灯油、軽油、重油が含まれる。揮発油にはガソリンやナフサが含まれ、灯油にはジェット燃料も含まれる。このため、納付金負担が価格転嫁されれば、家計が直接負担するガソリン代や灯油代に加え、物流に用いられる軽油、航空輸送に用いられるジェット燃料、工業用燃料や発電用燃料として用いられる重油、石油化学製品の原料であるナフサなど、幅広い分野に影響が及ぶ可能性がある。

加えて、原油等輸送保険法案や JOGMEC 法改正法案に基づく支援は、財政負担を伴う可能性がある。損害が発生した場合には政府による交付金支払いが膨らむ可能性があるほか、JOGMEC による出資・債務保証についても、支援対象事業の採算が想定を下回れば、損失が発生するリスクがある。

一方で、中長期的には、3 法案は供給途絶や価格急騰に伴う経済への下押し圧力を和らげる効果が期待される。平時から代替輸送ルートや分散調達先を確保しておけば、危機時における輸入数量の急減を一定程度抑制できる。また、危機発生後に急きょ代替調達を拡大する場合に比べ、輸送船舶の確保難や保険料上昇などによる輸入単価の急騰も抑えやすくなる。

単価急騰を抑制できれば、石油製品価格や電気料金、石油化学製品価格への波及も緩和される。これは、製造業、運輸業、農林水産業、航空業、電力・ガスなど幅広い産業のコスト増を抑えるとともに、価格転嫁を通じた家計の負担増を和らげる効果を持つ。加えて、原油輸入金額の急増を抑えることは、貿易赤字の拡大や、それに伴う円安や輸入物価上昇圧力を軽減することにもつながる（図表 5）。3 法案は、危機時の数量制約と価格ショックの双方を抑え、企業収益、家計消費、貿易収支への悪影響を小さくする政策と位置づけられる。

（図表5） 輸入指数の推移(前年比)

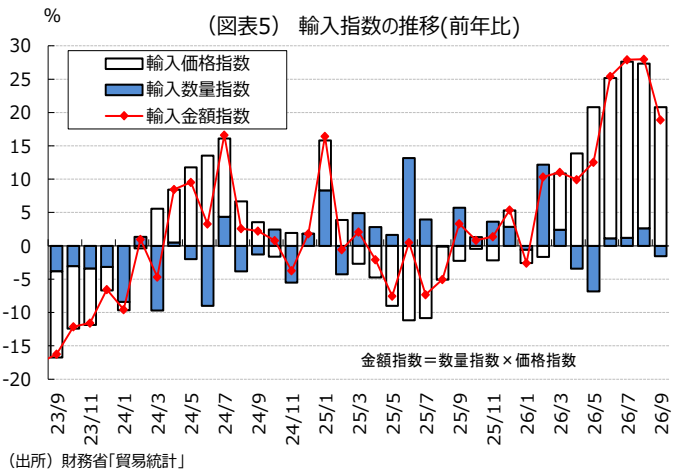

（出所）財務省「貿易統計」

４．制度の成否は透明性と実効性に左右される

今回の 3 法案は、平時には一定のコストを伴うものの、危機時に発生しうる経済損失を抑えるための保険的な制度と位置づけられる。ただし、制度を導入すればただちにエネルギー安全保障上の課題が解消されるわけではない。平時に負担するコストが、危機時に回避される経済損失に見合うものかどうかを、いかに透明性高く示せるかが重要である。

納付金負担が最終的に誰に帰着するのかを明確にする必要がある。制度上、納付金を支払うのは指定石油製品に係る業者であるが、実際には石油製品価格への転嫁を通じて、家計や企業が負担する可能性がある。納付金の決定方法、交付金の使途、価格転嫁の状況について情報開示が求められる。

また、交付金が実際にホルムズ海峡依存の低下につながっているかを検証する必要がある。交付金が単なる既存コストの補填にとどまれば、制度の実効性は限定的となる。認定計画に基づく取組みが、どの経路の依存度低下や調達先の分散に寄与したのかを評価することが必要である。

政府支援については、モラルハザードを防ぐ制度設計が欠かせない。支援が前提となれば、保険契約者や保険会社がリスク管理を緩めるおそれがあるため、対象、条件、国内損害保険会社の自己負担部分、手数料水準などを適切に設計する必要がある。JOGMEC の出資・債務保証についても、平時の事業採算性だけでなく、有事における供給安定化効果や代替性、地政学リスクを総合的に評価することが求められる。

もっとも、3 法案によって中東依存リスクが完全に解消されるわけではない。世界の原油供給における中東の存在感は依然として大きく、危機時には代替調達先でも価格上昇や輸送船舶不足が生じうる。

エネルギー安全保障には一定のコストが伴う。日本はこれまで、中東からの安定供給と国際的な海上輸送網を前提に、効率的な原油調達体制を築いてきた。しかし、地政学リスクが高まるなかでは、効率性のみを重視した調達構造は、危機時の経済損失を拡大させかねない。3 法案は、平時の負担によって有事の供給途絶や価格急騰を抑える保険的な制度と位置づけられ、制度の実効性を高めるには、負担の透明性と政策効果の検証を積み重ね、国民的理解を得ていくことが不可欠である。

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 主席研究員 藤田 敬史
電話番号：080-2298-8272
e-mail：takafumi.fujita@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元● 株式会社 明治安田総合研究所 〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411